

生駒市規則第 27 号

生駒市人権文化センター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成 30 年 10 月 31 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市人権文化センター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

生駒市人権文化センター条例の一部を改正する条例（平成 30 年 9 月生駒市条例第 31 号）（同条例別表人権文化センター別館の項の改正規定を除く。）の施行期日は、平成 30 年 11 月 1 日とする。